

協会けんぽ



令和5年11月
第174号
全国健康保険協会
栃木支部

令和5年度被扶養者状況リストの提出期限は 令和5年12月8日(金)です!



被扶養者資格の再確認業務は協会けんぽ栃木支部にご加入の皆様の保険料負担の軽減につながる大変重要な事務です。また、健康保険法施行規則第50条および厚生労働省の通知に基づき実施しているものです。必ず提出期限までにご提出いただきますようお願いいたします。

令和5年度は10月下旬から11月上旬にかけて順次「被扶養者状況リスト」をお送りしております。リストが届きましたら、対象の方の被扶養者資格をご確認いただき、同封の返信用封筒にてご提出いただきますようお願いいたします。

※すべての被扶養者が再確認の対象にならない場合は、事業主の方へ被扶養者状況リストはお送りいたしません。

令和4年度被扶養者資格再確認の実施結果

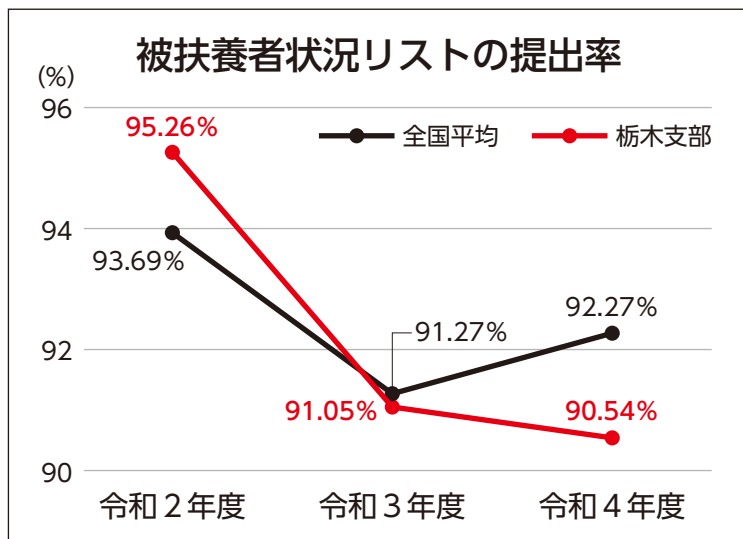
令和4年度においてもご多用の中「被扶養者状況リスト」の提出にご協力いただきありがとうございました。皆様にご協力いただいたことで、以下のとおり扶養解除が行われ、その結果高齢者医療制度への負担が軽減されました。

令和4年度実績
(全国)

扶養解除人数 約7.8万人

高齢者医療制度への
負担軽減額(効果額) 約9億円

被扶養者状況リストの提出状況



栃木支部では約9割の事業所様から提出いただいている状況ですが、全国平均と比較すると平均よりも低い提出率です。

被扶養者状況リスト等のご提出について、栃木支部ご加入の事業主の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。



